

療養ノ給付若ハ療養費ノ支給ヲ受ケル労働者療養開始後一年ヲ経過スルモ負傷又ハ疾病治癒セザルキハ事業主ハ標準賃金五百四十日分以上ノ打切扶助料ヲ支給シ以後本令ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲サザルコトヲ得ルコト

第十 本令ニ依リ療養ノ扶助若ハ休業扶助料ヲ受ケル労働者歸郷ヲ必要トスルトキ又ハ障害扶助料若ハ打切扶助料ヲ受ケタル労働者扶助料ヲ受ケタル日ヨリ十五日以内ニ歸郷スル場合ニ於テハ事業主ハ其ノ必要ナル旅費ヲ負擔スベキコト

第十一 事業主及労働者ノ出損スル共済組合ニシテ事業主ノ出損額ガ労働者ノ業務上ノ負傷疾病及死亡ニ對スル給與ノ總額ヲ下ラザルモノガ本令ノ扶助ニ相當スル給與ヲ爲シタル場合ニ於テ事業主ハ豫メ地方長官ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ給與ノ限度ニ於テ本令ノ扶助ヲ爲サザルコトヲ得ルコト

第十二 扶助料及葬祭料算出ノ基礎トスベキ標準賃金ハ左ノ各條ノ金額トスルコト
一、労働者災害扶助法第一條第一項第二號イ及ロノ工事及同法第一項第三號ノ事業ニ常時使用セラルル者ニシテ金額ニ依リ賃金ヲ受ケルモノニ付テハ其ノ金額
二、労働者災害扶助法第一條第一項第二號ハ其ノ工事ニ日々雇入レラルル者勞務供給契約ニ基キ使用セ

第一項第四號ニ規定スル期間中ニ業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シタル期間アルトキハ其ノ日數及其ノ期間中ニ於ケル賃金ハ第一項第四號ノ期間及賃金總額ヨリ之ヲ控除スルコト
第一項第四號ノ賃金總額中ニハ三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賃與及證明書行其ノ他特別ノ行爲ニ對スル手當ヲ包含セザルコト

第一項第一號及第四號ノ場合ニ於テ年ヲ以テ定メタルトキハ三百六十日、月ヲ以テ定メタルトキハ三十日ニシテ一日ノ賃金又ハ給與ヲ定ムルモノトスルコト
第十三 前項ノ規定ニ依リ扶助料及葬祭料算出ノ基礎トスベキ標準賃金ノ額ヲ算出スルコト不適當ナリトセラル場合ニ於テ事業主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ別段ノ標準賃金ヲ定ムルコトヲ得ルコト

第十四 工場法施行令第七條ノ二、第十條乃至第十二條、第十三條ノ二、第十五條及第十八條ノ規定ハ本令ニ依リ扶助ニ付キ之ヲ準用スルコト
第十五 官營ノ事業ニ於ケル労働者ノ扶助ニ付テハ別ニ定ムル規程ニ依ルコト

第十六 事業主ハ扶助代理人ヲ選任スルコトヲ得ルコト
事業主ガ事業ノ場所ニ居住セザルトキ又ハ法人ナル場合ニ於テ主たる事務所ガ事業ノ場所ニ在ラザルトキハ扶助

ラル者其ノ他臨時ニ使用セラルル者及同號ハノ工事ニ使用セラルル者ニ付テハ女子及十六歳未満ノ者ハ六十錢、其ノ他ノ者ハ一圓
三、前二號ニ該當セザル者ニシテ日々ニ雇入レラルル者又ハ勞務供給契約ニ基キ使用セラルル者ニ付テハ事故發生ノ日ニ於テ該當事業ニ使用セラルル同種労働者ノ平均賃金ノ三分ノ二ニ相當スル額

四、前三號ニ該當セザル者ニ付テハ事故發生前ハ賃金締切日アル場合ニ於テハ直前賃金締切日以前三月間ノ雇入後三月ニ滿テザルトキハ其ノ期間ニ於ケル賃金總額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シタル金額但シ其ノ賃金總額ヲ該期間中ニ於テ賃金ヲ受ケタル日數ヲ以テ除シタル金額ノ百分ノ六十ヲ下ルコトヲ得ザルコト

五、健康保險法ノ被保險者ニ付テハ前四號ノ規定ニ拘ラズ事故發生當時其ノ者ニ付テマラレタル標準報酬日額ニ付テハ地方長官ノ定ムル額
六、前各號ニ依リ標準賃金ヲ算出スルコト能ハザルモノ實際ノ狀況ニ依リ必要アルトキハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ受テ前項第二號ノ金額ヲ増額スルコトヲ得ルコト

第一項第一號及第二號ノ適用ニ付雇補間ノ定アル者ガ其ノ雇補間期間六ヶ月ヲ超ユルトキハ以後常時使用セラルル者ト看做スコト
代理人ヲ選任スベキコト
前二項ニ依リ扶助代理人ヲ選任シタルトキハ淫濫ナク地方長官ニ届出ツベキコト
扶助代理人ハ扶助ニ關シ事業主ノ爲スベキ一切ノ手續其ノ他ノ行爲ヲ委任セラザルモノト看做スコト

第十七 労働者就業中又ハ事業場及附屬建築物ニ於テ負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ事業主ハ遅滞ナク醫師ヲシテ診断又ハ檢案ヲ爲サシムベキコト
第十八 事業主ハ事業場ニ負傷者ノ救護ニ必要ナル用具及材料ヲ備フベキコト但シ事業場ノ附近ニ適當ナル施設ノ利用シ得ベキ場合ハ此ノ限ニ非ザルコト

第十九 事業主ハ其ノ住所氏名扶助ニ關スル事項ノ要旨及扶助代理人ヲ選任シタルトキハ其ノ住所氏名ノ事業場ノ見易キ場所ニ揭示スベキコト
第二十 事業主ハ其ノ使用スル労働者ニ付一定ノ様式ニ給与リ名簿ヲ作成スベキコト但シ日々僱入ル、者、勞務供給契約ニ基キ使用スル者、及労働者災害扶助法第一條第一項第二號ハノ工事ニ使用スル者ニ付テハ毎日男女別業務別使用人員ヲ記録スベキコト

第二十一 事業主ハ其ノ使用スル労働者ニ對スル賃金ノ支給ニ付記録ヲ作製スベキコト
前項ノ規定ハ労働者災害扶助法第一條第一項第二號ハノ